

栃木県知事 福田 富一様
経営管理部長 田村 澄夫様

2008年12月1日

日本共産党栃木県委員会

委員長 木塚 孟

くらし・雇用対策本部長

小池 一徳

栃木県議会議員 野村 節子

日本共産党北部地区地方議員団

日本共産党中部地区地方議員団

日本共産党南部地区地方議員団

日本共産党芳賀郡市地方議員団

滞納税徴収のあり方の適正化を求める申し入れ

景気悪化が深刻化するなか、県税および市町村税等の滞納増加が懸念されています。県はこの間、地方税徴収特別対策室をもうけ、各市・町に担当者を派遣するなどして連携し、滞納克服の取り組みを強化してきました。しかし、その徴収の仕方や県の指導のあり方が行きすぎではないかとの県民の苦情や相談が党議員団に寄せられ、看過できない問題となっています。ついては、徴税事務が適正な形でおこなわれ、県民の信頼を損ねることのないよう、滞納税徴収のあり方を改善されるよう下記の通り申し入れるものです。

記

1. 納税年度内滞納税については、納期内納税の督促にとどめ、安易に差し押さえ予告の入った督促通知はやめること。
2. 自営業者等の経営上不可欠な預金口座や、生活維持に不可欠な預金口座を所有者の同意なく差し押さえするのはやめること。
3. すでに時効が成立し法的根拠を失った税の徴収、督促はやめること。
4. 黒抜き文字、赤、黄色など、受け取った県民が衝撃的な苦痛を感じるような督促・差し押さえ予告状などの送付はやめること。
5. 以上の点につき、市町担当課に指導するとともに、県の指導の適正化をはかること。

以上